

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都区市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部市町村課）…一

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
- 市街地再開発組合の設立認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…二
- 宅地建物取引業法による行政処分……………（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）…二
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………（同）…二
- 都営住宅の廃止……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…三
- 都営住宅の使用料の変更……………（同）…三
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…六
- 都営改良住宅の廃止……………（同）…七
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）…七
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…八
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同）…八
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…八
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（建設局公園緑地部公園課）…一一
- 河川予定地の指定……………（建設局河川部指導調整課）…二三

告示（公）

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し……………二四
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（二件）……………（主税局課税部課税指導課）…二四
- 都市計画事業の施行……………（建設局河川部計画課）…二四

規則

東京都区市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第一号

東京都区市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都区市町村振興基金条例施行規則（昭和四十四年東京都規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表中

清掃施設整備事業	二十年以内	三年以内	を
清掃施設整備事業	三十年以内	五年以内	に

改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の東京都区市町村振興基金条例施行規則の規定により貸付けを決定した長期貸付の貸付金の貸付期間及び据置期間については、なお従前の例による。

告示

東京都告示第五十七号

告示（公）

●東京都公安委員会告示第95号

次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第3号の規定に該当するに至ったので、令和6年12月13日風俗営業の許可を取り消した。

おって、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

令和7年1月31日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

- 1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに氏名
町田市鶴川四丁目19番地1号
「ゲームスポットチャノン」 森 正興
- 2 処分事由
正当な事由がなく6月以上休業
- 3 その他
(1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁生活安全部保安課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告と

して（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに
ついて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和七年一月三十一日

東京都知事	小 池 百合子		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取消年月日
株式会社 関口商会	関口 浩	荒川区西尾久三丁目十九番一号	令和六年十二月三十一日

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに
ついて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和七年一月三十一日

東京都知事	小 池 百合子		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取消年月日
鈴善株式 会社	平野 励	中央区日本橋小舟 町一番十二号	令和六年十二月三十一日

都市計画河川事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和七年一月三十一日

東京都知事	小 池 百合子		
一 都市計画事業の 種類及び名称	別表のとおり		
二 施行者の名称	東京都		
三 事務所の所在地	新宿区西新宿二丁目八番一号		
四 事業地の所在	別表のとおり		
別表			
都市計画事業の 種類及び名称	事業地の所在	事業認可 の告示	所管事 務所
東京都市計画河 川事業第八号善 福寺川	東京都杉並区西荻 北四丁目及び西荻 北五丁目、上荻一 丁目、上荻二丁目、 上荻三丁目及び上	令和七年 一月二十 二日関東 地方整備 局告示第	第三建 設事務 所

荻四丁目、善福寺
一丁目、桃井四丁
目、南荻窪一丁目
及び南荻窪四丁目、
荻窪一丁目、荻窪
二丁目、荻窪四丁
目及び荻窪五丁目、
宮前二丁目、高井
戸東四丁目並びに
成田西二丁目及び
成田西三丁目地内
八号